

広島県告示第四百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県廿日市市地御前二丁目、同市地御前四丁目、同市地御前北一丁目、同市地御前北二丁目、同市地御前北三丁目及び同市地御前地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
地御前北一丁目（五九八五―四）	急傾斜地の崩壊	地御前北一丁目（五九八五）
地御前北一丁目（五九八五―二）	急傾斜地の崩壊	地御前北一丁目（五九八五―二）
地御前北一丁目（七七七）、今市B（二六九八）	急傾斜地の崩壊	地御前北一丁目（七七七）、今市B（二六九八）
地御前北一丁目A（八一〇）	急傾斜地の崩壊	地御前北一丁目A（八一〇）
今市（五〇四九―一）	急傾斜地の崩壊	今市（五〇四九―一）
今市（五〇四九）	急傾斜地の崩壊	今市（五〇四九）
地御前二丁目（五九九四）	急傾斜地の崩壊	地御前二丁目（五九九四）
金剛寺（二六九九）	急傾斜地の崩壊	金剛寺（二六九九）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
地御前北一丁目（五九八五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前北一丁目（五九八五―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前北一丁目（七七七）、今市B（二六九八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前北一丁目A（八一〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
今市（五〇四九―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
今市（五〇四九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前二丁目（五九九四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
金剛寺（二六九九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
地御前北一丁目（五九八五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前北一丁目（五九八五―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前北一丁目（七七七）、今市B（二六九八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前北一丁目A（八一〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
今市（五〇四九―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
今市（五〇四九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
地御前二丁目（五九九四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
金剛寺（二六九九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法



地御前D (八〇六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	地御前D (八〇六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
地御前A (六八四六― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	地御前A (六八四六― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
地御前E (八〇七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	地御前E (八〇七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
地御前E (八〇七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	地御前E (八〇七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
地御前川 (九〇六)	土石流	次の図のとおり	地御前川 (九〇五)	土石流	次の図のとおり
地御前川 (九〇五)	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（廿日市支所）に備え置いて縦覧に供する。